

鎌倉市農業委員会 令和 8 年度 第 1 回総会 次第	
日 時	令和 8 年 (2026 年) 4 月 27 日(月)15 時 30 分開会
場 所	鎌倉商工会議所 1 階 102 会議室
委員名	1 番 関根豊、2 番 石原秀雄、3 番 小島信行、4 番 小泉紀久夫、 5 番 小川和己、6 番 落合るみこ、7 番 和田雅裕、 8 番 二之宮智和、9 番 三橋猛、10 番 飯田亜希子、 11 番 郷原均、12 番 市川幸子、13 番 平井保男 以上 13 名
事務局出席者	山戸事務局長・秋山事務局長補佐・富田主事・植竹主事
議長(平井会長)	定刻になりました。総会を開会する前に事務局職員に異動がありましたので、事務局より報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	令和 8 年(2026 年) 4 月 1 日付けの人事異動で、事務局職員に異動がありましたので、報告します。 山戸事務局長と富田職員です。山戸事務局長、挨拶をお願いします。
事務局(山戸局長)	着任挨拶。
事務局(秋山補佐)	富田職員、挨拶をお願いします。
事務局(富田主事)	着任挨拶。
事務局(秋山補佐)	以上で人事異動の報告を終わります。
議長(平井会長)	それでは、只今から総会を開会いたします。
議長(平井会長)	本日の議事録署名委員と、現況証明委員を指名いたします。 議事録署名委員については、8 番 二之宮委員、9 番 三橋委員 をお願いします。 次回の現況証明委員については、12 番 市川委員、1 番 関根委員 をお願いします。
議長(平井会長)	次に、日程第 1、報告第 1 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定 による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告につい て、3 件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第 1、報告第 1 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定 による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、ご報 告します。以降は着席してご報告します。 本報告は、土地所有者が農地を転用する際に行う農地法第 4 条の 届出について 3 月 11 日から 4 月 10 日までに受理し処理した案件に ついて報告するものです。 資料につきましては、送付資料の 1～4 ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 1 ページの番号 1 と、2 ページの整理番号 1 の案内図をご覧くだ さい。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。

	<p>本件は、令和8年5月16日に専用住宅へ転用のため、令和8年3月24日に専決処分いたしました。</p> <p>続きまして、1ページの番号2と、3ページの整理番号2の案内図をご覧ください。対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。</p> <p>本件は、令和8年4月20日に専用住宅へ転用のため、令和8年3月31日に専決処分いたしました。</p> <p>続きまして、1ページの番号3と、4ページの整理番号3の案内図をご覧ください。対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。</p> <p>本件は、令和8年4月21日に児童広場へ転用のため、令和8年4月8日に専決処分いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第2、報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、5件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	<p>議長。日程第2、報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、ご報告します。</p> <p>本報告は、土地の売買や、賃借を伴う農地転用の際に行う農地法第5条の届出について、3月11日から4月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。資料につきましては、送付資料の5～11ページをご覧ください。</p> <p>それでは、報告に移ります。</p> <p>5ページの番号1と、7ページの整理番号1の案内図をご覧ください。</p> <p>対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。</p> <p>本件は、令和8年7月1日に共同住宅へ転用のため、令和8年3月16日に専決処分いたしました。</p> <p>続きまして、5ページの番号2と、8ページの整理番号2の案内図をご覧ください。対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。</p> <p>本件は、令和10年4月1日にボックスカルバートの設置へ転用のため、令和8年3月19日に専決処分いたしました。</p> <p>続きまして、5ページの番号3と、9ページの整理番号3の案内図をご覧ください。対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。</p> <p>本件は、令和10年4月1日にボックスカルバートの設置へ転用の</p>

	<p>ため、令和8年3月19日に専決処分いたしました。</p> <p>続きまして、5ページの番号4と、10ページの整理番号4の案内図をご覧ください。対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。</p> <p>本件は、令和10年4月1日にボックスカルバートの設置へ転用のため、令和8年3月19日に専決処分いたしました。</p> <p>続きまして、6ページの番号5と、11ページの整理番号5の案内図をご覧ください。対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。</p> <p>本件は、1月総会で報告した農地法第5条第1項第6号目的の買受適格証明に関連する案件であり、代理人を通じて入札に参加した結果、落札したと連絡があり、買受適格者証明と同様の内容で届出の申請があり、令和8年5月1日に住宅敷地へ転用のため、令和8年4月14日に専決処分いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第3、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について、報告いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	<p>議長。日程第3、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について、ご報告します。</p> <p>資料につきましては、送付資料の12～14ページをご覧ください。対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。</p> <p>それでは、報告に移ります。</p> <p>農地法第18条第1項では、農用地利用集積計画により農地の賃貸借をした当事者は、知事の許可を受けなければ賃貸借の解除ができないとされていますが、ただし書きにより、例外的に賃借権の解除ができる場合について定められています。本件は、この例外規定、同条同項第2号「合意による解約が、その解約によって農地若しくは採草放牧地を引き渡すこととなる期限前六月以内に成立した合意でその旨が書面において明らかであるものに基づいて行われる場合」に当てはまるため、賃借権の解除がなされたものです。</p> <p>また農地法施行規則により、この例外規定による解約成立後は30日以内に農業委員会に通知することとなっており、本件は、この合意解約に基づく通知としてなされたものです。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。

議長(平井会長)	次に、日程第4、議案第1号、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第4、議案第1号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、ご説明いたします。 お手元の送付資料15ページの議案書、16ページの参考資料をご覧ください。本件は、記載の内容について、市長から農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農用地利用集積等促進計画案に対し、意見を求められているものです。 促進計画については、市が計画案の作成及び農業委員会への意見聴取を行い、当該計画案を受けた農業会議が、必要に応じて利害関係人からの意見聴取を踏まえ計画を策定します。策定された促進計画は、審査・認可を経て公告されます。 送付資料16ページの太枠内の土地が本件の対象地となります。斜線地は、現在周辺で耕作している土地です。 期間は令和8年6月1日から令和13年5月31日までの5年間で、賃貸借により耕作するものです。なお、対象地については、継続の貸し借りです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の落合委員から補足説明をお願いします。
6番(落合委員)	議長。6番。4月20日(月)午前9時30分より、郷原委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、耕うんされて作付けの準備が行われておりました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われ ます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第1号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(山戸局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第1号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第5、議案第2号、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第5、議案第2号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、ご説明いたします。促進計画について、重複する内容は割愛させていただきます。 お手元の送付資料17ページの議案書、18～19ページの参考資料をご覧ください。

	<p>送付資料18～19ページの太枠内の土地が本件の対象地となります。</p> <p>本件は、先ほどご報告した合意解約に関連する内容となり、農業会議から新たな借り手が賃貸借により耕作するものです。</p> <p>期間については、地番ごとに異なりますので、詳細については議案書をご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の郷原委員から補足説明をお願いします。
11番(郷原委員)	<p>議長。11番。4月20日(月)午前9時30分より、落合委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。</p> <p>対象地の現在の状況を確認したところ、耕うんされて作付けの準備が行われておりました。</p> <p>今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われまます。</p> <p>以上です。</p>
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	<p>ご異議が無いようですので、採決いたします。</p> <p>議案第2号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。議案第1号から第2号につきましては、「農用地利用集積等促進計画に係る認可要件チェックリスト」を農水課へ回答する必要がありますので、本日配布しました回答案のとおり農水課へ提出することとします。</p>
事務局(山戸局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第2号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第6、議案第3号、農業者年金加入推進員の推薦について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	<p>議長。日程第6、議案第3号、農業者年金加入推進員の推薦について、ご説明します。</p> <p>お手元の送付資料の20～21ページの参考資料をご覧ください。</p> <p>農業者年金加入推進員は農業委員会が農業委員の中から1名を農業会議に推薦し、農業者年金基金が委嘱するもので、任期は1年間で再任ができます。その業務は、加入推進連絡会で実施する加入推進の企画・立案、加入推進対象者の絞り込み、戸別訪問や広報活動等に協力するものです。</p> <p>公益社団法人神奈川県農業会議から推薦依頼があったことから、委員の皆様にご審議いただき、推薦を行おうとするものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長(平井会長)	只今、事務局から説明があったとおりですが、どなたかお願いできる方はいらっしゃいませんか。
8番(二之宮委員)	議長。8番。私がやらせていただきたいと思ひます。

議長(平井会長)	それでは立候補された二之宮委員を推薦することとしたいと思いますが、何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思いますですがご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第3号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(山戸局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第3号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第7、議案第4号、「鎌倉市都市計画審議会委員の推薦について」上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第7、議案第4号、鎌倉市都市計画審議会委員の推薦について、ご説明します。お手元の送付資料の22～24ページの参考資料をご覧ください。 鎌倉市都市計画審議会は、鎌倉市のまちづくりに必要な都市計画の具体的な方策を審議するため、市長の附属機関として設置されているものです。参考資料のとおり、農業委員会から1名の推薦依頼がありましたので、委員の皆様にご審議いただき、推薦を行おうとするものです。 なお、令和6年4月にご審議いただいた結果、市川委員を推薦しており、2年間の任期が令和8年5月31日で満了となります。 今回の推薦に当たり、所管の都市計画課から、女性委員登用の推進につきまして市の方針がある関係で、女性委員の推薦についてご配慮いただきたいとの依頼を受けています。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次期委員の推薦について、女性委員登用の配慮について、所管の都市計画課から依頼があったと、只今説明がありましたが、どなたかお願いできる方はいらっしゃいませんか。
10番(飯田委員)	議長。10番。私がやらせていただきたいと思います。
議長(平井会長)	それでは立候補された飯田委員を推薦することとしたいと思いますが、何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思いますですがご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第4号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(山戸局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第4号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第8、その他、諸般の報告について、3件、報告い

	たします。事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	<p>議長。日程第8、その他、諸般の報告について、3件、報告いたします。</p> <p>次に、諸般の報告1、遊休農地解消対策実践活動について、ご報告します。</p> <p>本日お配りしました資料「諸般の報告1参考資料」をご覧ください。新しい圃場が決まりましたので、5月12日(火)に、草刈り等を行いたいと思います。当日は関谷の圃場に午前9時30分現地集合で、11時30分頃までの2時間の作業としたいと思います。</p> <p>なお、当日が雨天の場合は、15日(金)に延期とします。</p> <p>対象委員の方は、ご協力よろしく願いいたします。</p> <p>次に、諸般の報告2、第42回 遊休農地解消対策協議会の開催について、ご報告します。</p> <p>遊休農地解消対策協議会を5月総会に合わせ、5月29日(金)午後3時より鎌倉商工会議所3階301会議室で開催します。内容としましては令和7年度の事業報告、決算報告等を行う予定です。</p> <p>次に、諸般の報告3、次回は、5月29日(金)午後3時30分からで、会場は、鎌倉商工会議所3階301会議室になります。</p> <p>諸般の報告は、以上です。</p>
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして、令和8年度第1回総会を閉会いたします。 ありがとうございました。
会 長 平井 保男	
議事録署名委員 8番	工元 嘉智和
議事録署名委員 9番	三 輪 強